

能勢町パブリックコメント手続に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関する必要な事項を定めることにより、更なる行政運営における透明性と公平性の向上を図るため、町民等から募集した意見を町の政策形成に反映させるとともに、町民等に対する説明責任を果たし、町政への参画を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) パブリックコメント手続 町の基本的な施策を立案する過程において、趣旨、目的、内容その他必要な事項を公表し、町民等から意見、情報及び専門的な知識（以下「意見等」という。）を求め、有益な意見等を考慮し意思決定を行う手続（以下「本手続」という。）をいう。
- (2) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 町民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 町内に住所を有する者
 - イ 町内に事務所又は事業所を有する個人若しくは法人その他の団体
 - ウ 町内の事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 町内の学校等に通学する者
 - オ 前各号に掲げる者のほか、本手続に係る事案に利害関係を有する者

(対象)

第3条 本手続の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 町の基本的な施策に関する計画、指針等の策定及びこれらの重要な改定。
 - (2) 町民等に義務を課し、若しくは権利を制限する条例の制定又は改廃（町税及び保険料の賦課徴収金、分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）
 - (3) その他実施機関が特に必要と認めるもの。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、本手続の適用から除外する。
- (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの
 - (2) 実施機関の裁量の余地がないもの又は特に専門的な知識を要するもの
 - (3) 意見聴取等の手続が法令等により定められているもの
 - (4) 審議会等（地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関及びこれに準ずる機関）において、本手続に準じて策定した報告、答申等に基づき決定するとき

(公表時期及び公表資料)

第4条 実施機関は、前条第1項に掲げるもの（以下「計画等」という。）を立案するとき（前条第2項の規定によりこの要綱による本手続を実施しないときを除く）は、最終的な意思決定を行う前の適切な時期に、計画等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するよう努めるものとする。

- (1) 計画等の案を作成した趣旨及び目的
- (2) 計画等の案の概要
- (3) その他参考となる資料

(公表方法)

第5条 実施機関は、前条の規定による公表を行うときは、意見等の提出先、提出方法、提出期間等必要な事項を明示し次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関の担当課での閲覧
- (2) 住民情報コーナーでの閲覧
- (3) 町ホームページへの掲載

2 実施機関は、計画等の案が相当量に及ぶときは、前項3号による公表方法において、全ての資料を公表する必要がないものとする。

(意見等の募集)

第6条 実施機関は、計画等の公表を行ったときは、概ね30日の期間を設けて、町民等から意見等を募集するものとする。ただし、概ね30日の期間を設けることができないときは、理由を明示して当該期間を短縮することができる。

2 意見等の提出は、次に掲げる方法とする。

- (1) 郵送
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 実施機関が指定する場所への書面による提出

3 実施機関は、意見等を提出しようとする町民等に、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名、所在地）、その他必要と認める事項を明記させるものとする。

4 前項の町民等の属性に関する情報を公表するときは、実施機関は、予め計画等の案を公表するときに明示しなければならない。

(意見等の処理)

第7条 実施機関は、提出された意見等を考慮して計画等の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、意思決定を行ったときに、提出された意見等の概要、当該意見等に対する考え方並びに当該計画等の案を修正したときにあつては、当該修正の内容を

第5条に規定する方法により公表するものとする。ただし次に掲げる意見等については、この限りでない。

(1) 計画等の案に対する単なる賛否のみを表明するもの

(2) 計画等の案に関連のないもの

(3) 計画等の案の技術的修正を求める内容に留まるもの

3 意見等に関しては、個別の回答は行わないものとし、類似の意見等をまとめ、実施機関の考え方を公表するものとする。

(実施状況の公表)

第8条 実施機関は、本手続の計画等の案、公表日、意見等の提出期間等の実施状況を遅滞なく町長に報告するものとする。

2 町長は、前項の実施状況に関する一覧表を作成し、毎年1回公表するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本手続に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。